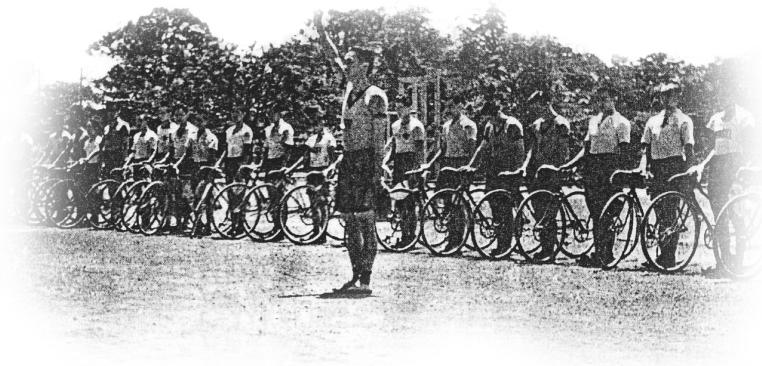




## 日本学生自転車競技連盟

### 沿革・組織・憲章・規程

Ver.11.1 2016.09.01.版



全日本大学対抗選手権自転車競技大会 創立記念大会  
1936年10月24日 陸軍戸山学校大運動場

Since 1936

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1

岸記念体育会館4階

FAX 03-3481-2369

電子メール [jicf@remus.dti.ne.jp](mailto:jicf@remus.dti.ne.jp)

ウェブサイト <http://www.remus.dti.ne.jp/~jicf/>



# 日本学生自転車競技連盟および関連団体沿革

自転車は発明された当初、貴族の遊具という性格が強かったが、空気入りゴムタイヤの発明と自転車への適用以後、競技スポーツとしての自転車競技が盛んになっていった。自転車競技は、1896年にアテネで行われた第一回近代オリンピックから正式種目として採用されている百年以上の歴史をもつ伝統的スポーツである。日本では、昭和15年の幻の東京オリンピック（第二次世界大戦で中止）にむけ、競技団体の組織が図られることとなり、当時アマチュアスポーツの中心であった大学スポーツを軸として強化体制が整備されることとなった。こうした中で昭和11年に日本学生自転車競技連盟が設立された。当時、大学のみならず旧制高等学校も含めた組織であったことから、シンボルマークとして Student Cycling の略称である「SC」が用いられるようになった。

1896年 明治29年	近代オリンピック第一回アテネ大会開催
1900年 明治33年	自転車競技が正式種目として採用される
1908年 明治41年	世界自転車競技連合（UCI）創立
1917年 大正6年	東京輸士会設立
1934年 昭和9年	第三回極東選手権で池田清治郎（慶應義塾大）が優勝
1936年 昭和11年	日本サイクル連盟創立 <b>日本学生自転車競技連盟が5校にて設立される</b>
	6月27日、早稲田大・慶應義塾大・立教大・明治大・東京商科大（現一橋大）
	日本サイクル連盟とともに、日本自転車競技連盟結成
1942年 昭和17年	10月24日 全日本大学対抗選手権大会開催
1943年 昭和18年	日本満州対抗国際大会に重政氏（立教）が参加
1947年 昭和22年	大日本学生体育振興会設立、吸収される
1948年 昭和23年	立教・法政により日本学生自転車競技連盟再興
1949年 昭和24年	自転車競技法成立、競輪が開始される
	第一回東京-小田原間大学対抗チームロードレース開催 昭和31年まで継続
1950年 昭和25年	戦後インカレ復活開催（第6回大会）、現在も継続中
1951年 昭和26年	第1回アジア大会がインドで開催され、三種目優勝 杉原（立教）、立入（法政）、富岡（日大）
1957年 昭和32年	第一回東京-大阪間全日本学生自転車ロードレース大会開催 昭和34年まで継続
1958年 昭和33年	学生委員長中心体制からOBを運営基盤へ体制移行
1960年 昭和35年	第一回全日本学生個人選手権自転車競技大会開催 第5回までロード大会、第6回以降現在までトラック大会
1962年 昭和37年	第一回全日本学生選手権チームタイムトライアル開催 現在も継続中
1964年 昭和39年	東京オリンピックに代表選手多数輩出
1966年 昭和41年	第一回全本学生タンデム選手権自転車競技大会開催 昭和49年より全日本学生選手権自転車競技大会に併合
1968年 昭和43年	ウルグアイ世界選手権でタンデムスプリント三位 斑目隆雄（日大）、井上三次（法政）
1984年 昭和59年	ロサンゼルス・オリンピック スプリント三位 坂本勉（日大）
1985年 昭和60年	第一回全本学生選手権個人ロードレース大会開催 現在も継続中
1988年 昭和63年	ソウルオリンピックに小島敬二（日大）、 豊岡弘（早稲田）らが参加
1990年 平成2年	前橋・宇都宮で東洋初の自転車世界選手権開催される
1995年 平成7年	第一回日韓学生親善交流試合開催（ソウル） UCIにてプロ・アマチュア統合、日本アマチュア自転車競技連盟と日本プロフェッショナル自転車競技連盟が合同
1999年 平成11年	第一回全本学生選手権クリテリウム大会開催、現在も継続中 第一回修善寺カップ女子R&T大会開催、現在も継続中 第一回門田杯U23ロードレース大会開催、 現シリーズ戦に発展的解消 第一回欧洲派遣事業開始、現在も継続中
2006年 平成18年	日本学生自転車競技連盟創立70周年を迎える
2007年 平成19年	第一回明治神宮外苑学生自転車クリテリウム大会開催
2006年（ベルギー）	2008年（オランダ）世界大学選手権自転車競技大会参加
2008年 平成20年	北京オリンピックに現役学生選手参加
2011年 平成23年	夏期ユニバーシアード大会参加、2種目で銅メダル獲得
2012年 平成24年	ロンドンオリンピックに現役学生選手参加
2014年 平成26年	世界大学選手権自転車競技大会（ポーランド）参加
2015年 平成27年	アジア大学選手権自転車競技大会（韓国）参加、クリテリウム総合1位
2016年 平成28年	アジア選手権自転車競技大会（日本）オムニアム優勝等、現役選手が活躍

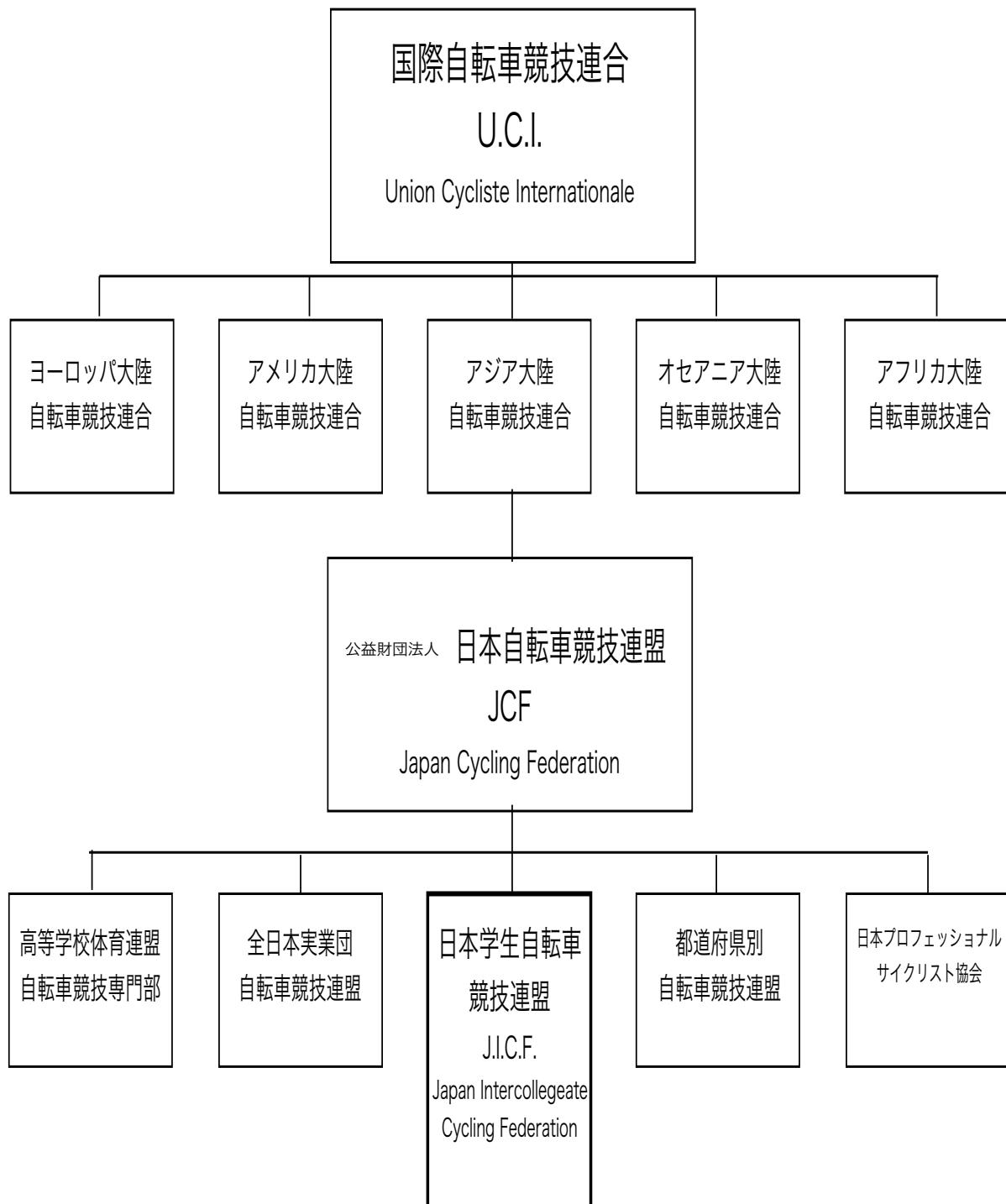
2016年3月末現在、加盟校数54校、登記選手数678名

## 日本学生自転車競技連盟役員

会長	村岡 功		
副会長	井関 康正		
顧問	浜中 一泰	岡本 雄作	
理事長	松倉 信裕		
専務理事	倉田 達樹		
常務理事	奥田 悅司	武田 彰	中川 敏彦
	古川 利勝	大脇 恒夫	田口真一郎
	古賀 岳文	石井 洋	荒井 純一
	玉木 伸雄	安藤 隼人	小山 晃敏
理 事	鈴木 圭	森川 和之	内田 泰孝
	本間 滋	田辺 達介	小野目博昭
	古市 尚久	池内 直人	近嵐智加良
	井上 由大	斎藤 邦夫	比嘉健太郎
	我妻 敏	金子 泰久	添田 広福
	傳野龍太郎	三宅秀一郎	大島 環
	菅原 光明	井上 武夫	鈴木 芳文
	仁平 洋	岡田 将太	西島 良男
	都甲 泰正	松瀬 博見	若林 茂樹
	中村 博司	手嶋 敏光	辻本 翔太
	岸本 直樹	黒川 剛	月川 拓
	西山 哲成	山崎 好弘	
会計担当理事	武田 彰	古川 利勝	
監 事	谷川 元	鈴木健次郎	小野 英彰
総務企画委員会			
委員長	倉田 達樹		
委 員	相沢 久幸	中川 敏彦	小山 晃敏
	井上 武夫		
審判委員会			
委員長	荒井 純一		
副委員長	近嵐 力		
委 員	奥田 悅司	大脇 恒夫	高畠 秀規
	武田 彰	大島 環	村田 隆宣
	新井 由郁		
強化普及委員会			
委員長	三宅秀一郎		
委 員	坂本 勉	添田 広福	玉木 伸雄
広報委員会			
委員長	中川 敏彦		
委 員	藤原 康弘	井上 武夫	月川 拓
	平松 竜司		
学生代表委員会			
委員長	方山 喬		
副委員長	仲林 彩		
委 員	神門明日香	大木 拓斗	古森 雄飛
	劉 婪宜	石井 浩樹	富樫 尚稀
		本江 航	谷中 昭文

(順不同)

## 競技団体組織概念図



加盟校一覧  
平成28年4月1日現在

東日本地区

北海道大学  
北海道科学大学  
八戸学院大学  
富士大学  
東北学院大学  
筑波大学  
流通経済大学  
作新学院大学  
高崎経済大宅  
順天堂大学  
木更津工業高等専門学校  
学習院大学  
慶應義塾大学  
駒澤大学  
首都大学東京  
東都医療大学  
中央大学  
東京大学  
東京工業大学  
東洋大学  
日本大学  
一橋大学  
法政大学  
明治大学  
明星大学  
立教大学  
早稲田大学  
神奈川工科大学  
防衛大学校  
東海大学  
日本体育大学  
新潟大学  
山梨学院大学  
信州大学

西日本地区

中京大学  
朝日大学  
京都大学  
京都産業大学  
同志社大学  
立命館大学  
龍谷大学  
大阪大学  
大阪経済大学  
大阪工業大学  
大阪産業大学  
大阪府立大学  
関西大学  
神戸大学  
関西学院大学  
岡山大学  
徳島大学  
愛媛大学  
久留米大学  
鹿屋体育大学

東日本 34校  
西日本 20校  
合 計 54校

# 日本学生自転車競技連盟憲章・各種規程

1937.6制定、1938.12改定、1948.4改定、1950.3改定、1964.4改定、1969.1改定、1994.4改定、1996.4改定、1999.3改定、  
2003.3総務企画・審判委員会規定第4条改定、2005.3憲章第13条2改定 2010.6憲章第13条2改定、2012.6憲章第2,5,7条、副則第1条改定

## 日本学生自転車競技連盟 憲章

### 第1章 総則

#### 第1条 (名称)

本連盟は日本学生自転車競技連盟と称し、国際関係においてはJAPAN INTERCOLLEGIATE CYCLING FEDERATIONと称する。

#### 第2条 (目的)

本連盟は日本国における大学、高等専門学校および大学校の学生自転車競技界を統括代表して日本自転車競技連盟に加盟するとともに、学生自転車競技の健全なる発展を図り、併せて加盟校および学生競技者の親睦友好を深めることを目的とする。 (2012年6月改訂)

#### 第3条 (事業)

本連盟は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 日本学生自転車競技に関する建議ならびに諸計画を立案実施し、その技術を指導する
- 2 全日本大学対抗選手権自転車競技大会の開催
- 3 全日本学生選手権自転車競技大会の開催
- 4 全日本学生シクロクロス選手権大会の開催
- 5 国際学生自転車競技会の開催および参加
- 6 全日本学生自転車競技記録、ベストテンおよび、階級の認定
- 7 全日本学生自転車競技に関する表彰を行うこと
- 8 全日本学生自転車競技の規則の制定、並びに学生自転車競技会の認定
- 9 日本学生自転車競技に関する出版物並びに機関紙の発行
- 10 その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

#### 第4条 (本部および事務局)

本連盟の本部および事務局は東京に置く。

#### 第5条 (組織)

本連盟は文部科学省の認可した大学、高等専門学校および法律により設置された学位取得可能な大学校の自転車競技団体（以下、単に「加盟校」という）およびその卒業者を以って組織する。  
2 上記の加盟校は地域ごとにその地域内に所在する加盟校が連合して地域連盟を設けることが出来る。地域連盟はその協議により目的、事業、役員、財務に関する規約を定め、本連盟の承認を得なければならぬ。(2012年6月改訂)

### 第2章 役員・評議員・専門委員および職員

#### 第6条 (役員)

本連盟に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 3名

2 前項に定めるほか、会長は評議員会の承認を得て、名誉会長・顧問および参与を推薦することが出来る。

#### 第7条 (会長・副会長)

会長は加盟校の部長等の中から評議員会の決議により推薦し、副会長は加盟校の卒業者または学識経験者の中から評議員会の決議により推薦する。(2012年6月改訂)

- 2 会長は本連盟を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- 4 会長および副会長は理事および評議員たる資格を保有する。

## 第8条 (理事)

- 理事は評議員会の決議により会長が委嘱する。
- 2 理事は本連盟の会務を処理する。
  - 3 理事は互選により理事長1名を定め、他に専務理事1名および常務理事若干名を置く。
  - 4 理事長は理事会を統括代表し、理事会を招集して会務の運行を図る他、事務局長を指揮して一般事務についてその責に任ずる。
  - 5 専務理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代理する。
  - 6 常務理事は常務を処理する。常務理事の中1名は会計を担当する。
  - 7 会計は2名とし、資産管理ならびに会計事務を処理する。

## 第9条 (監事)

- 監事は評議員会の決議により会長が委嘱する。
- 2 監事は本連盟の事務および会計を監査する。

## 第10条 (評議員)

評議員は各加盟店の学生代表委員、卒業者および加盟店の部長・監督・コーチならびにその経験者を以つてこれにあて、本連盟の評議員会に出席し、その議決権を行使することができる。(200603改訂)

## 第11条 (専門委員)

専門委員は理事会が推薦した者の中から会長が委嘱し、理事長に直属して専門事項を処理する。

## 第12条 (顧問および参与)

顧問および参与は学生自転車競技界の功労者ならびに学識経験者の中から評議員会の承認を得て会長がこれを推薦し、本連盟の最高諮問機関とする。

## 第13条 (役員の任期)

役員の任期は2ヶ年とし、重任を妨げない。役員に欠員が生じたときは補欠による役員を選び、その任期は前任者の残任期間とする。

2 理事・役員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。任期期間中においてその年齢を迎えた者は、その任期期間は役員として在任するものとする。但し、会長・副会長・監事はその限りではない。

## 第14条 (事務局)

- 事務局は学生代表委員会が兼務し、事務一般を処理する。
- 2 事務局には事務局長1名、書記若干名を置く。
  - 3 事務局長は学生代表委員長が、書記は学生代表書記がそれぞれ兼務する。
  - 4 事務局には必要に応じて嘱託を置くことができる。

## 第3章 会議

### 第15条 (会議の種類)

本連盟に下記の会議を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 常務理事会
- (4) 学生代表委員会
- (5) その他の会議

### 第16条 (評議員会)

評議員会は本連盟の最高議決機関とし、附議される事項は下記のとおりである。

- (1) 予算および決算
- (2) 事業計画および事業報告
- (3) 役員の承認または決定
- (4) 本連盟を代表して参加する競技会における代表選手ならびに役員の決定
- (5) 宪章および競技規則の改正
- (6) その他の重要事項

## 第17条 (定時および臨時評議員会)

本連盟の定時評議員会は毎年、原則として3月中と6月中の2回開く。

2 理事会がその必要を認めたとき、または評議員数の3分の1以上の者から要求された時には、臨時評議員会を開かなければならない。

## 第18条 (評議員会の招集)

評議員会は会長がこれを招集する。

## 第19条 (評議員会の議事)

評議員会は第27条の場合を除き、評議員の3分の1以上（委任状を含む）の出席によって成立する。

2 評議員会の議事は、出席評議員（委任状を含む）の過半数で決定する。

3 評議員会は議長1名、副議長1名を互選する。

## 第20条 (理事会)

理事会は必要に応じて理事長が招集し、評議員会から附託された諸事項について審議し、これを執行する。

2 理事会は理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は出席理事（委任状を含む）の過半数で決定する。

## 第21条 (常務理事会)

常務理事会は必要に応じて理事長が招集し、理事会から附託された諸事項について審議する。

2 常務理事会は常務理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は出席常務理事（委任状を含む）の過半数で決定する。

## 第22条 (学生代表委員会)

学生代表委員会は理事長の承認を得て学生代表委員長が招集し、加盟校間における会務を処理する。

2 学生代表委員会は加盟校の学生代表委員を以って構成し、その2分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は出席学生代表委員（委任状を含む）の過半数で決定する。

## 第23条 (その他の会議)

審査委員会は会長が、専門委員会およびその他の会議は理事長がそれぞれ必要に応じて招集する。

# 第4章 会計

## 第24条 (経費)

本連盟の経費は下記のものでまかなわれる。

- (1) 加盟会費
- (2) 評議員会費
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金または補助金
- (5) その他の収入

## 第25条 (会計年度)

本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

# 第5章 賛助会員

## 第26条 (賛助会員)

この憲章の目的および事業の主旨に賛同する者は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

2 詳細は、別に定める。

(2007年3月10日改訂)

# 第6章 附則

## 第27条 (憲章の変更)

本連盟は評議員の2分の1以上（委任状を含む）の出席によって成立する評議員会で出席評議員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成があれば本憲章を変更することができる。

## 第28条 (副則)

本憲章の施行について必要な事項に関する副則は別に定める。

# 日本学生自転車競技連盟 憲章 副則

## 第1章 総則

### 第1条 (加盟)

本連盟に加盟する大学、高等専門学校または大学校は、本連盟憲章を遵守することを誓約し、別に定める加盟申込書に学校名・所在地・代表者氏名（その学校の自転車競技団体の部長）・役員名を記入し、理事会が定める加盟申込金と会費を添えて提出しなければならない。（2012年6月改訂）

2 本連盟への加盟は各学校から男・女各1団体の2団体に限る。

### 第2条 (加盟の承認)

加盟の承認は理事会において行われる。

### 第3条 (加盟校の手続)

加盟した学校は、別に定める登記用紙により毎年4月末日までに各学校の役員名簿および学生競技者の登記を行わなければならない。

### 第4条 (加盟校の義務)

加盟校は理事会が定める会費を毎年5月末日までに納付しなければならない。

### 第5条 (学生代表委員)

本連盟に加盟した学校は学生代表委員3名以内を定め、その住所・氏名を毎年4月末日までに提出しなければならない。

2 学生代表委員は互選により学生代表委員長1名、同副委員長2名および同書記若干名を選出する。

3 学生代表委員長は学生代表委員会を統轄する。

4 学生代表委員長・副委員長および書記は評議員会に出席し議決権行使することができる。ただし、評議員会費の納入は必要としない。

### 第6条 (評議員)

加盟校の卒業者はその学校または卒業者組織の推薦により評議員の資格を得るものとし、議決権が与えられる。評議員は、理事会が定める評議員会費を毎年5月末日までに納付しなければならない。

第7条 (理事) 加盟校は登録した評議員7名につき1名の理事を評議員会に推薦することができる。（2003年3月改訂）

## 第2章 役員

### 第8条 (資格の喪失)

役員は学識経験者たる副会長および顧問、参与を除き、その所属する学校が本連盟より除名されたとき、または本人が所属する学校との関係を失ったときは、役員の資格を失う。

## 第3章 学生競技者

### 第9条 (学生競技者)

本連盟に登記する競技者は、日本自転車競技連盟の登録競技者で、学生精神に基づき自転車競技を愛好する者をいう。

### 第10条 (登記の追加申請)

加盟した学校の競技者登記の追加申請は、競技会開催の少なくとも1ヶ月以上前に行わなければならぬ。競技者資格については、参加申込みを行った学校の責任とする。

### 第11条 (禁止事項)

同一の競技者は同時に2つの加盟校に登記することはできない。

2 競技者が学籍を変更したときは、登記してある加盟校にその旨を文書を以て申し出る。その加盟校は直ちにその旨を本連盟および移籍先の加盟校に通知しなければならない。

3 原則として、学生競技者としての資格は通算4ヶ年を超えることはできない。

### 第12条 (資格の喪失)

日本学生自転車競技連盟および日本自転車競技連盟の資格喪失に関する諸規定に違反した者は学生競技者としての資格を失う。

2 第8条による競技者でない者および前項に抵触する者、または第12条4項によって再び学生競技者としての資格が認められない者は本連盟の主催する競技会に参加する資格がない。

## 第4章 罰則

### 第13条 (審査委員会)

加盟校および役員、評議員、専門委員が本連盟憲章および各種規定を履行しない場合、または違反したときは、会長の指名による審査委員会を組織し、その審査報告に基づき評議員会の議決を経て、警告、議決権停止、または除名を行うことができる。

2 議決権停止および除名に対する解除についても前項に準じ、評議員会の議決を経て行われる。

3 学生代表委員および学生競技者の各種規定違反に関する事は、すべて審査委員会が審査決定し、理事会の承認を得る。

4 学生代表委員および学生競技者の各種規定違反に関する罰則の解除は、すべて審査委員会が審査決定し、理事会の承認を得る。

# 日本学生自転車競技連盟 賛助会員規程

第1条 日本学生自転車競技連盟憲章第26条の規定による賛助会員は、本規程の定めによる。

第2条 会員は、会員証を受けることができる。

第3条 会費は、年額5,000円を1口とし、個人会員にあっては1口以上・法人会員にあっては10口以上とする。

第4条 10口以上の賛助会員は、本連盟が主催かつ主管する大会の大会プログラムに会員名称が表示される。

## 日本学生自転車競技連盟・チーム・ユニフォームに関する規程

(2002年12月7日理事会承認)

目的：日本学生自転車競技連盟（以下、学連という）に加盟の各チームのアイデンティティであるユニフォームを定義し、登録手続きを明確化する。

### 1. アイデンティティ

競技中に着用するジャージ／パンツは、学連にあらかじめ登録したものでなければならない。

基本的色彩はスクールカラーを基調とする

デザインはトラックとロードによって異なってもよいが、バリエーションと認められる範囲にとどめる。

デザインを変更する場合、古いデザインのユニフォームの併用もみとめるが、

1シーズン中には2種類を超えるデザインは認められない。

また、チーム・パーシュート、チーム・スプリント等のチーム競技に参加する場合は、

同一のデザインのユニフォームを着用しなければならない。

その学校を特定することができる、学校名、その略称、頭文字などを日本語、ローマ字等で表現できる。

学校のロゴをつけることができる。

基本的に同一と判断できる色彩、配色であれば、ロゴや頭文字の位置に多少の違いがあっても、

同一のデザインとみなす。

基本的に同一と判断できる色彩、配色であれば、半袖／長袖の差があっても、同一のデザインとみなす。

### 2. 登録方法・登録の有効期限

学連事務局に、使用する競技シーズンの前年12月中旬に、競技用ジャージ／パンツの前面、後面、側面のデザインが明示された図または写真を規定の用紙を用いて、2部提出することにより登録する。

トラック用／ロード用をそれぞれ登録することができる。

登録にあたり、学連事務局は受付年月日を付して台帳に整理する。

登録の有効期限は4競技シーズンとする。有効期限を過ぎた場合は、当該チームより新しく登録申請をするか、当該チームの申し出によって登録台帳の日付を更新することにより継続登録ができる。

トラック用あるいはロード用を、それぞれ登録することができる。異なるデザインの追加登録により、3種類目が登録された際は、自動的にもっとも古いものは登録消除となる。

### 3. 広告

広告を競技規則の範囲内でつけることができる。

ただし、広告に用いる文字の大きさは学校名を示す文字より大きくなることとする。

広告は、トラック／ロード、年度によって異なってよい。

個人ごとに異なる広告は認めない。

### 4. ウォーム・アップ・スーツ、ウインド・ブレーカ等

基本的に、競技用ジャージ／パンツに準じるが、異なる色彩でもかまわない。

但し競技中に着用するウインド・ブレーカ、雨具等は競技用ジャージと同様のデザインでなければならない。

### 5. チャンピオン・ジャージ

学連の各種目チャンピオン・ジャージに、それを授与された日の翌日以降、学校名、略称、ロゴをつけることができる。さらに、チーム・ユニフォームと同様の広告を付けることができる。

ただし、この学校名、広告等の範囲はJCF規則第8条(4)の国内選手権保持者のジャージに準じる。

## 日本学生自転車競技連盟 総務企画委員会規程

第1条 本委員会は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）憲章第11条の規定による専門委員会であって「総務企画委員会」と称する。

第2条 本委員会は、学連の普及発展を図るため、総務・企画に関する必要な事項を審議・実施することを目的とする。

第3条 本委員会は、学連常務理事、理事、および評議員より、選出された者を以って組織し、下記活動を行う。

- (1) 学連憲章第3条による諸事業に関する必要な事項
- (2) 諸事業実施に際しての準備、協力に関すること
- (3) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項

第4条 委員長は理事長が指名し、副委員長・委員は理事長・委員長が協議のうえ選任する。

第5条 本委員会は、必要に応じて「部会」を設けることが出来る。部会員は、本委員会、および理事長が必要と認めた者を以って組織する。

第6条 本委員会の、任期は2年とし、重任を妨げない。

第7条 理事長は、委員長と合議のうえ、必要に応じ、委員会および部会を招集する。

## 日本学生自転車競技連盟憲章 審判委員会規定

第1条 本委員会は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）憲章第11条の規定による専門委員会であって「審判委員会」と称する。

第2条 本委員会は、学連が主催する競技会の審判業務全般について、公正かつ円滑なる運営を図ることを目的とする。

第3条 本委員会は、学連常務理事、理事、および評議員より、選出された者を以って組織し、下記活動を行う。

- (1) 審判員の登録・更新
- (2) 審判員の知識・技術の向上を図るために研修会等の企画・運営
- (3) 審判執務体制の整備・確立
- (4) 学連が主催する競技会の審判業務
- (5) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項

第4条 委員長は理事長が指名し、副委員長・委員は理事長・委員長が協議のうえ選任する。

第5条 本委員会は、必要に応じて「部会」を設けることが出来る。部会員は、（財）日本自転車競技連盟公認審判員資格を有する学連理事、評議員及び理事長が必要と認めた者を以って組織する。

第6条 本委員会の、任期は2年とし、重任を妨げない。

第7条 理事長は、委員長と合議のうえ、必要に応じ、委員会および部会を招集する。

## 日本学生自転車競技連盟 強化普及委員会規程

第1条 本委員会は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）憲章第11条の規定による専門委員会であって「強化普及委員会」と称する。

第2条 本委員会は、強化普及に関する必要な事項を審議・実施することを目的とする。

第3条 本委員会は、本連盟常務理事・理事および評議員より選出された者を以って組織し、下記活動を行う。

- (1) 選手の強化・育成・普及・啓蒙に関する事項
- (2) チーム指導者の育成・研修・資質向上に関する事項
- (3) 本連盟代表選手・代表チームの選出・編成・派遣に関する事項
- (3) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項

第4条 委員長は理事長が指名し、副委員長・委員は理事長・委員長が協議のうえ選任する。

第5条 本委員会の、任期は2年とし、重任を妨げない。

第6条 理事長は、委員長と合議のうえ、必要に応じ、委員会を招集する。

## 日本学生自転車競技連盟 広報委員会規程

第1条 本委員会は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）憲章第11条の規定による専門委員会であって「広報委員会」と称する。

第2条 本委員会は、広報に関する必要な事項を審議・実施することを目的とする。

第3条 本委員会は、本連盟常務理事・理事および評議員より選出された者を以って組織し、下記活動を行う。

- (1) 本連盟およびその主催事業、加盟校・登記選手の活躍等の広報に関する事項
- (2) 本連盟の知名度向上、広報活動の技術・伝達力向上に関する事項
- (3) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項

第4条 委員長は理事長が指名し、副委員長・委員は理事長・委員長が協議のうえ選任する。

第5条 本委員会の、任期は2年とし、重任を妨げない。

第6条 理事長は、委員長と合議のうえ、必要に応じ、委員会を招集する。

（平成28年4月制改定）

# 日本学生自転車競技連盟登録について

2007年6月16日  
日本学生自転車競技連盟

日本学生自転車競技連盟に新規登録及び登録更新するチーム及び選手は、下記提出書類を日本学生自転車競技連盟事務局宛 前年度2月末日必着にて郵送の上、当該年度4月1日以降4月27日以前に下記料金を指定口座に振り込むこと。  
(但し年度途中での新規加盟の場合は、申請書類提出後直近の理事会にて承認の通知を受領後、14日以内に諸費用納入のこと)

## 新規加盟校登録金

新規加盟金	10,000／1チーム・新規加入時 円
加盟校分担金	5,000円／1チーム・年間
競技者登録金	1,000円／1人・年間

## 提出書類

- ・日本学生自転車競技連盟新規加盟校調査書
- ・日本学生自転車競技連盟加盟校調査書
- ・郵便物受信先登録書
- ・日本学生自転車競技連盟登録調査個票
- ・チーム公認記録申請書
- ・日本学生自転車競技連盟ユニフォーム登録用紙

## 加盟更新校登録金

加盟校分担金	5,000円／1チーム・年間
競技者登録金	1,000円／1人・年間

## 提出書類

- ・日本学生自転車競技連盟加盟校調査書
- ・郵便物受信先登録書
- ・日本学生自転車競技連盟登録調査個票
- ・チーム公認記録申請書
- ・日本学生自転車競技連盟ユニフォーム登録用紙

以上

## 日本学生自転車競技連盟 旅費（宿泊、日当含）規程

第1条 この規定は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）関係者が学連主催大会に参加する場合、また、これに準ずる場合の旅費、宿泊費、日当について定める。

第2条 旅程は、発着時間の最も合理的な順路によるものとし、日程は業務上必要な最小の日数とする。

第3条 旅費は原則、現住所の最寄駅より目的地迄とし、詳細はその都度、執行部にて決定する。

第4条 宿泊費は1泊、15,000円を上限とし、実費を支給する。ただし、学連にて確保、斡旋する場合はこの限りでない。

第5条 日当は大会参加の実質日数により1日当たり、3,000円を上限として支給する。

第6条 この規定に定めのない事項は、その都度、執行部にて決定する。

（注記：第五条は2009年度以降においては1,000円にて運用されている）

## 日本学生自転車競技連盟 慶弔規定

第1条 この規定は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）関係者相互の親交を深めるため、慶弔に対する贈呈は、以下の定めによる。

第2条 この規定の弔慰金はつぎの基準により贈呈する。

役員の死亡 花輪1基および弔慰金、10,000円

第3条 学生登録競技者が国際大会参加の場合、つぎの基準により贈呈する。

1. オリンピック 金 50,000円

2. アジア大会 金 20,000円

3. 世界選手権 金 20,000円

4. アジア選手権 金 10,000円

第4条 この規定のほか、必要と認められる場合は、会長の判断でおこなう。

## 日本学生自転車競技連盟 事務局規程

第1条 本規定は、事務局の業務全般について円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条 事務局の執務時間は、原則、平日の午後4時30分より午後5時30分迄とし、事務局員の輪番制とする。

第3条 事務局で執務する者は、所定の書類に執務時間および内容を記載し、事務局長を経て理事長に定期的に報告しなければならない。

第4条 事務局で使用できる経費は下記のみとする。

(1) 一般文房具購入費。

(2) 通信費 切手・葉書等の購入費。

(3) 交通費 事務局最寄駅より通学定期使用可能駅迄の実費とする。

(4) 補食費 1食1000円を上限として執務日数、時間等を勘案し理事長が決定する。

(5) その他、理事長が必要と認めた経費。

第5条 会計担当者は、事務局長を経て、最低月1回、預金通帳、金銭出納帳、領収書類、残金等と共に、会計理事に報告しなければならない。

# 日本学生自転車競技連盟の競技大会において使用するタンデム自転車の運用基準

2009年9月

日本学生自転車競技連盟

学生スポーツにふさわしい競技種目としてのタンデム競技の継承・振興は本連盟の重要な事業である。しかしながら、タンデム自転車は大きく、重く、安全のために大きな強度が要求されるにもかかわらず、現在ではタンデム用に設計された部品を入手することは困難である。タンデム競技を維持していくためには、安全への配慮が不可欠であるが、この面については競技者側に責任が課されているとはいえ、本連盟としては彼らがその責任を全うしているか否かを確認する必要はあるだろう。その確認の基準として当文書を作成した。ただし、この文書はすべての要素を尽くしたものではなく、完全なものでもない。

## 関連規則

### 日本自転車競技連盟競技規則

#### 第16条 (トラック・レーサーおよびロード・レーサー)

##### 1. 原則

- (1) ライセンス保持者は、自己の装備（付属品等の器材を装着した自転車、ヘルメット、衣服等）の品質や素材またはデザインによって自分自身や他の競技者に危険を及ぼすことがないようにしなければならない。
- (2) ライセンス保持者が自ら選択した装備を使用したために発生した結果については、UCIおよびJCFは何ら責任を負うものではなく、また、その装備の欠陥もしくは不適合性についても何ら責任を負うものではない。

競技者が競技に参加することができたという事実は決してUCIまたはJCF側の責任を生むものではない；コ ミセール、代行者あるいはUCIまたはJCFの組織によって実行される機材の検査は、純粋なスポーツ目的の 総体的な外観の適合性に限られている。

### 国際自転車競技連合規則

#### 1.3.012 自転車は全長185cm以内、全幅50cm以内でなければならない。

タンデム自転車は全長270cm以内、全幅50cm以内でなければならない。

## 仕様の基準

- ・ フレームの材質  
フレームの材質はスティール（鋼）とする。
- ・ ホイールの仕様  
ホイールは伝統的形状で金属リムを持つものとする。  
リムは十分な強度を確保可能な重量とし、 スポークは36本以上、その太さは#14・プレーン以上とし、真鍮ニッ プル使用のこと。
- ・ チェーン  
伸び： 10ピッチあたり1mm以下  
張り： チェーンの上下振れ幅32mm以内
- ・ ねじ類  
軽合金製、チタン製のねじ類は使用できない。

## 点検基準

- ・ シーズン当初整備  
シーズン当初に分解点検を含む点検整備を行わなければならない。  
フレーム、各シャフト、リムに変形、亀裂がないか確認し、異常がある場合は交換しなければならない。
- ・ 使用前点検・整備  
練習・競技の前には、点検整備を行い、各部の変形、亀裂がないことを確認すること。  
各部に緩みのないこと、チェーンの張りが基準内であることを確認すること。  
タイヤに傷がなく、接着状態が良好で、適正空気圧であることを確認すること。
- ・ 競技大会時点検  
競技大会において、各部の変形、亀裂を目視検査する。  
各部に緩みのないこと、チェーンの伸び・張りが基準内であることを確認する。  
タイヤに傷がなく、接着状態が良好で、適正空気圧であることを確認する。  
総重量を計量する。

点検リスト

計測	全長: H/B(軸距):	全幅: 重量:
フレーム	製造者: 製造年: 変形・亀裂の有無:	所有者: 材質:
前車輪	リム製造社: ハブ製造社: スポーク本数: ソルダリングの有無:	リム製品名: ハブ製品名: スポーク太さ: 変形・亀裂の有無:
前タイヤ	タイヤ製造社: キズ・変形の有無:	タイヤ製品名: 接着状態: 空気圧:
後車輪	リム製造社: ハブ製造社: スポーク本数: ソルダリングの有無:	リム製品名: ハブ製品名: スポーク太さ: 変形・亀裂の有無:
後タイヤ	タイヤ製造社: キズ・変形の有無:	タイヤ製品名: 接着状態: 空気圧:
予備車輪	リム製造社: ハブ製造社: スポーク本数: ソルダリングの有無:	リム製品名: ハブ製品名: スポーク太さ: 変形・亀裂の有無:
予備車輪 タイヤ	タイヤ製造者: キズ・変形の有無:	タイヤ製品名: 接着状態: 空気圧:
運動 チェーン	伸び: その他:	張り:
駆動 チェーン	伸び: その他:	張り:
前クランク	緩み・ガタ:	キズ:
後クランク	緩み・ガタ:	キズ:
前ペダル	緩み・ガタ:	キズ:
後ペダル	緩み・ガタ:	キズ:
ヘッド小物	緩み・ガタ:	キズ:
ハンドル・ ステム	前・緩み等: 前・エンドプラグ, テープ:	後・緩み等: 後・エンドプラグ, テープ:
サドル・ ピラー	前・緩み等: シート・ピン:	後・緩み等: シート・ピン:
その他		